

# 介護保険制度改正ポイント

## 1 介護保険料が変わります

介護保険制度の見直しにより、介護保険財源の負担割合が65歳以上の方は22%、40～64歳の方は28%に変更されます。また、旭川市の介護保険料の段階について、第5期の10段階から12段階に細分化しました。さらに低所得の方の介護保険料については、公費により軽減されます。

【平成27年4月～】

## 2 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の入所基準が変わります

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）への新規入所は、原則として要介護3以上の方となります。ただし、すでに入所している要介護1・2の方（要介護3以上から要介護1・2に状態が改善された場合も含む）や、制度改正後に要介護3以上で新規入所したのち要介護1・2に状態が改善された場合でも、やむを得ない事情があれば、引き続き入所できる経過措置が設けられます。また、要介護1・2で認知症などを抱えている場合で、やむを得ない事情があれば、新規入所が認められる場合があります。

【平成27年4月～】

## 3 一定以上の所得がある方は自己負担が2割になります

一定以上の所得（本人の合計所得金額が160万円以上で、年金収入＋その他の合計所得金額が単身世帯で280万円以上、2人以上世帯346万円以上）のある方がサービスを利用した時の自己負担は1割から2割になります。

※認定者全員に自己負担の割合（1割または2割）が記載された「介護負担割合証」が発行されます。

【平成27年8月～】

## 4 高額介護サービス費の一部の上限額が新しくなります

同じ月に利用した介護保険の利用者負担が一定額を超えたときに支給される「高額介護サービス費等」の利用者負担段階区分（所得等に応じた区分）に「現役並み所得者（同一世帯に課税所得145万円以上の方がいて、年収が単身383万円以上、夫婦520万円以上）」を新設し、上限額を設定します。

【平成27年8月～】

## 5 高額医療・高額介護合算制度の限度額が変わります

年間の医療費と介護サービス費の自己負担（それぞれのサービスの限度額適用後の自己負担）が一定の限度額を超えたときに支給される「高額医療・高額介護合算制度」の限度額が、平成27年8月の計算期間分から変更されます（70歳未満の方のみ変更）。

【平成27年8月～】

## 6 低所得の施設利用者の食費・居住費軽減の適用要件が変わります

平成27年8月から、低所得の施設利用者のうち、配偶者が市民税課税者である場合、または預貯金等が一定額（単身1,000万円、夫婦2,000万円）を超える場合は、食費・居住費の軽減はありません。

【平成27年8月～】

## 7 地域密着型サービスに「地域密着型通所介護」が追加されます

定員が18人以下の小規模な通所介護が「地域密着型通所介護」として、地域密着型サービスへ移ります。

【平成28年4月～】

## 8 新しい介護予防・日常生活支援総合事業が始まります

介護予防給付（要支援1・2の方向け）の「介護予防訪問介護」と「介護予防通所介護」が、市町村が行う「介護予防・日常生活支援総合事業」へ移行します。

【平成29年4月～】

## 各種指定介護サービスに係る基準条例等の主な改定内容について

(平成27年4月1日改定)

## 1 居宅介護支援（介護予防を含む）

これまで国の基準により運営されていた当該居宅介護支援事業所の人員及び運営に関する基準を、地域主権改革一括法の施行によって平成27年4月1日から本市条例において規定することとなる。

制定する内容は、これまでの国の基準と同様だが、次の2項目の独自基準を設ける。

## ① 成年後見制度の利用に関する規定

- ・本市が行う成年後見制度に関する事業への参加を通じて理解を深め、必要に応じて利用すること

## ② 自然災害発生時の協力に関する規定

- ・震災、風水害等が発生した場合に、被災者支援のための従業者の派遣について配慮すること

## 制定条例名

- ◎ 旭川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例
- ◎ 旭川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例

## ※以下関係する条例

- ◎ 旭川市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（以下「居宅サービス基準条例」という。）
- ◎ 旭川市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（以下「介護予防基準条例」という。）
- ◎ 旭川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（以下「地域密着型基準条例」という。）
- ◎ 旭川市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（以下「地域密着型介護予防基準条例」という。）

## 2 訪問介護（介護予防含む）

- サービス提供責任者の配置基準及び訪問介護と介護予防・日常生活支援総合事業（以下「新総合事業」という。）を一体的に実施する場合の人員等基準の緩和。（居宅サ

ービス基準条例第5条及び第8条 介護予防基準条例第6条及び附則)

※総合事業の実施に係る基準については、平成29年4月1日以降の適用。

・サービス提供責任者の配置要件

<p>利用者の数が40人又はその端数を増すごとに1人以上。 (専ら指定訪問介護に従事する者)</p>	<p>→</p>	<p>常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者が1人以上配置され、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあっては、利用者の数が50又はその端数を増すごとに1人以上とすることができる。</p>
--	----------	--

3 通所介護（介護予防含む）

- 通所介護と新総合事業を一体的に実施する場合の人員等の基準の追加。（居宅サービス基準条例第101条）

※総合事業の実施に係る基準については、平成29年4月1日以降の適用。

- 通所介護事業所の設備を利用して、介護保険制度外の夜間及び深夜のサービス（宿泊サービス）を実施する場合の届出及び事故発生時の報告に関する規定の追加。（居宅サービス基準条例第103条、第113条の2、第121条及び第133条、介護予防サービス基準条例第101条及び第108条の2）

注）介護予防訪問介護及び介護予防通所介護に係る規定は、介護予防サービス基準条例附則により、平成29年3月31日まで効力を有する。

4 訪問系・通所系サービス共通

- 訪問・通所リハビリテーション、訪問看護、通所介護、認知症対応型通所介護
  - 基本理念に係る規定の改定。（居宅サービス基準条例第65条、第81条、第100条、第117条及び第138条）
    - ・基本方針に「生活機能の維持又は向上」が追加。
- 訪問・通所リハビリテーション
  - 訪問・通所リハビリテーションの両サービスを、同一事業者が提供する場合の運営の効率化推進のための基準の改定。（居宅サービス基準条例第87条及び第143条、介護予防基準条例第88条及び第128条）

(なし)	→	リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた訪問リハビリテーション計画を作成した場合については、基準条例第87条（143条、介護予防基準条例第88条及び第128条）に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
------	---	---

- 訪問・通所リハビリテーション事業者のリハビリテーション会議への参画による適切なサービス提供に努める規定の追加。（居宅サービス基準条例第86条及び第142条、介護予防基準条例第88条及び第128条）

(なし)	→	リハビリテーション会議の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供する。
------	---	--

## 5 短期入所系サービス

- 介護支援専門員が緊急やむを得ないと認めた場合などで、他の利用者の処遇に支障がないときの、専用の居室以外の静養室での受け入れに関する規定の追加。（居宅サービス基準条例第167条、介護予防基準条例第142条）

(なし)	→	利用者の状況や家族等の事情により、介護支援専門員が緊急やむを得ないと認めた場合などの一定の条件下においては、専用の居室以外の静養室での受け入れを可能とする。
------	---	--

## 6 特定施設入居者生活介護（介護予防・地域密着型を含む）

- 職員配置基準の改定。（居宅サービス基準条例第220条、介護予防基準条例第206条）

・職員の配置基準

要支援2及び要介護1～5 3又はその端数を増すごとに1以上 要支援1 10又はその端数を増すごとに1以上	→	要介護1～5 3又はその端数を増すごとに1以上 要支援1～2 10又はその端数を増すごとに1以上
---	---	---

- 養護老人ホームにおける外部サービス利用の要件の撤廃。(居宅サービス基準条例第219条, 介護予防基準条例第205条)

7 福祉用具貸与・特定福祉用具販売(介護予防を含む)

- 福祉用具専門相談員の資質の向上に係る規定の追加。(居宅サービス基準条例第260条, 介護予防基準条例第246条)

(なし)	→	福祉用具専門相談員は, 常に自己研鑽に励み, 指定福祉用具貸与の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得, 維持及び向上に努めなければならない。
------	---	--

8 地域密着型サービス

● 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における人員基準等の改定。(地域密着型基準条例第7条, 第33条)
  - ・夜間及び深夜・早朝のオペレータの配置基準の緩和

次の施設等(※)が併設されている場合	→	同一敷地内に次の施設等(※)がある場合
--------------------	---	---------------------

(※) 短期入所生活(療養)介護, (地域密着型) 特定施設, 小規模多機能型居宅介護, グループホーム, (地域密着型) 特養, 老健, 療養型

- 第三者による評価の規定の改定。(地域密着型基準条例第24条)
  - ・外部評価機関によるサービスの評価は廃止し, 自らその提供するサービスの質の評価(自己評価)を行い, これを介護・医療連携推進会議においてチェックする。

● 小規模多機能型居宅介護(介護予防を含む)

- 人員に関する基準を緩和する規定の改定。(地域密着型基準条例第85条及び第86条, 地域密着型介護予防基準条例第46条及び第47条)
  - ・小規模多機能型居宅介護事業所の看護職員が兼務可能な施設・事業所について, その範囲に現行の「併設する施設・事業所」に加え, 「同一敷地内又は隣接する施設・

事業所」を追加するとともに、兼務可能な施設・事業所の種別について、介護老人福祉施設や介護老人保健施設等を加える。

- 登録定員数等の改定。(地域密着型基準条例第 88 条, 地域密着型介護予防基準条例第 49 条)
- ・登録定員の緩和

<ul style="list-style-type: none"> <li>・登録定員25人以下</li> <li>・通いサービス定員 15人以下</li> </ul>	→	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登録定員29人以下</li> <li>・通いサービス定員15人以下</li> </ul> <p>ただし、登録定員が26人以上29人以下の事業所について、居間及び食堂を合計した面積が、「利用者の処遇に支障がないと認められる十分な広さが確保されている場合」は、通いサービスに係る定員を18人とすることができる。</p>
---	---	---

- 第三者による評価の規定の改定。(地域密着型基準条例第 94 条, 地域密着型介護予防基準条例第 65 条)
- ・外部評価機関によるサービスの評価は廃止し、自らその提供するサービスの質の評価(自己評価)を行い、これを介護・医療連携推進会議においてチェックする。

### ● 複合型サービス

- サービス名称の変更
- ※複合型サービス→看護小規模多機能型居宅介護

### 9 認知症対応型通所介護(介護予防を含む)

- 利用定員に関する規定の改定。(地域密着型基準条例第 67 条, 地域密着型介護予防基準条例第 10 条)
- ・共用型指定認知症対応型通所介護の定員

指定認知症対応型共同生活介護事業所 ごとに1日当たり3人以下とする。	→	共同生活住居(ユニット)ごとに1日 当たり3人以下とする。
---------------------------------------	---	----------------------------------

- 認知症対応型通所介護事業所の設備を利用して、介護保険制度外の夜間及び深夜のサービス(宿泊サービス)を実施する場合の届出及び事故発生時の報告に関する規定の追加。(地域密着型基準条例 65 条及び第 81 条の2)

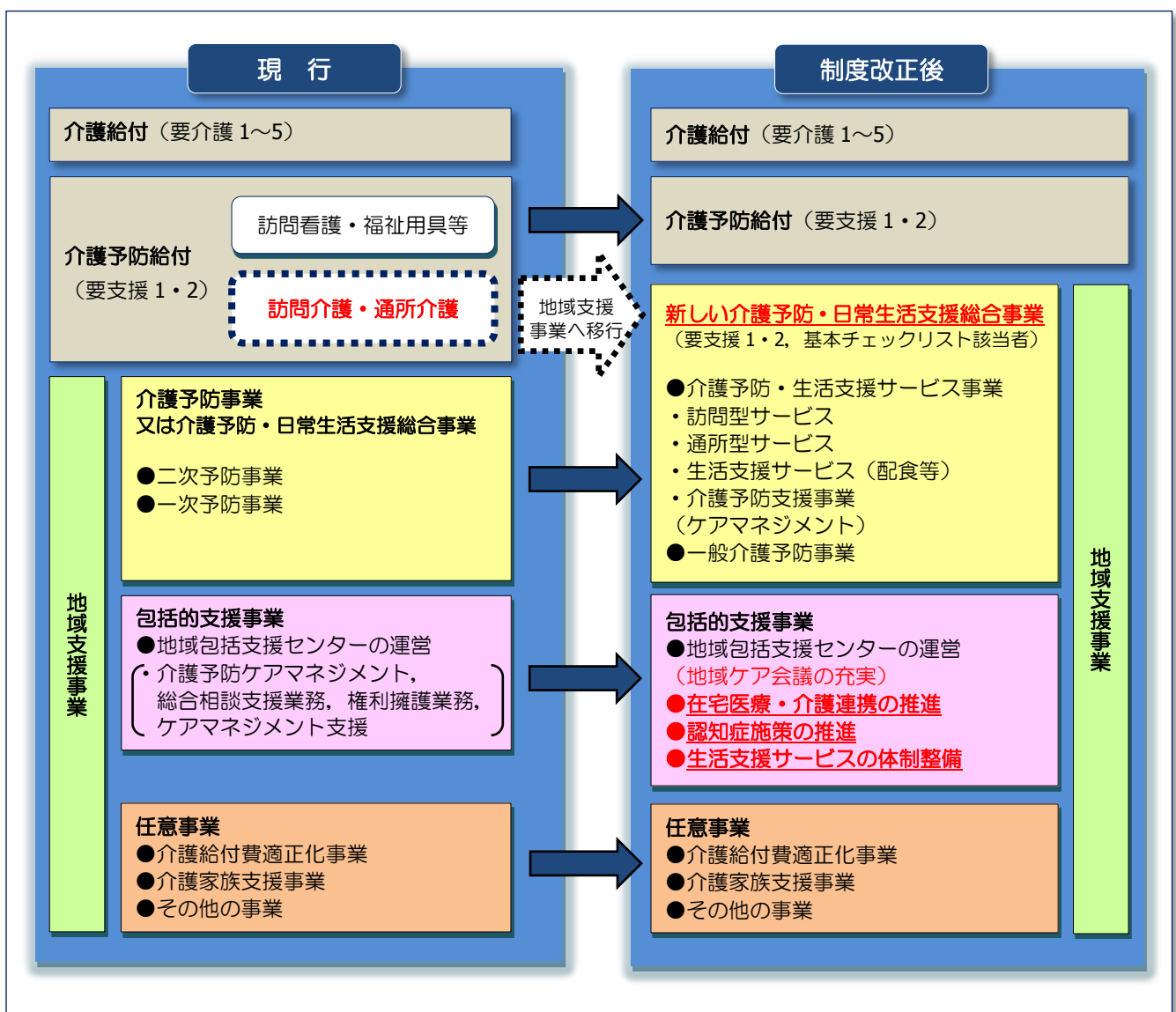
# 介護予防・日常生活支援総合事業 (新しい総合事業)

## 1 新しい総合事業の考え方

国では、要支援者等の高齢者の多様な生活支援のニーズに地域全体で応えていくため、介護予防給付の「訪問介護」及び「通所介護」について、全国一律の基準に基づくサービスから、地域の実情に応じて市町村が効果的かつ効率的に実施することができる新しい総合事業へと平成29年度末までに移行することとしております。

国の制度改正に伴い、本市では、今後、生活支援サービスコーディネーター設置の検討をはじめ、民間企業、ボランティア等の多様な事業主体による多様なサービスの充実を図り、平成29年4月から、一体的かつ総合的に実施していきます。また、高齢者の社会参加を推進するとともに、サービスを利用しながら地域とのつながりを維持できる環境を整備します。

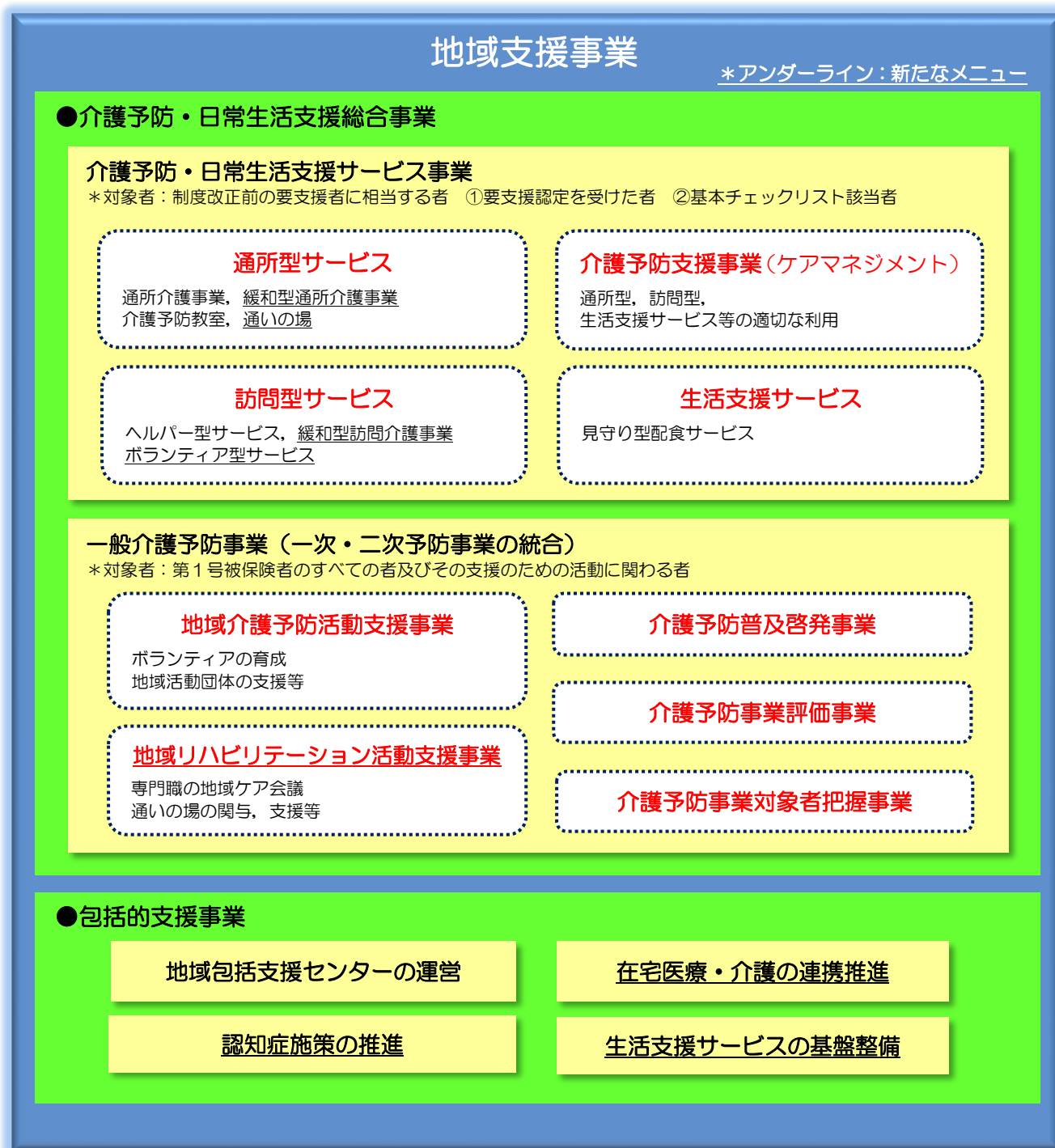
## 2 新しい総合事業の構成



### 3 事業実施に当たって（地域支援事業の充実）

地域支援事業は、高齢者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的としております。また、包括的支援事業に新たに「在宅医療・介護連携の推進」「認知症施策の推進」に係る事業が位置付けられたことに伴い、地域包括ケアシステム構築に向けた地域支援事業の充実についても並行して取り組んでまいります。

今後、事業実施に当たって、利用者・ボランティア等への周知・説明をはじめ、ボランティア型サービス内容の検討やボランティアの育成、円滑な利用を進める手続きの検討を行ってまいります。





## ■各地域包括支援センターの移転・開設に関する変更内容

地域包括支援センターの名称		設置場所	移転	開設
現行	変更後			
① 中央・新旭川 (現事務所：6-14)	① 中央	1-9 マルトクビル2階	3/30	-
② 豊岡・東旭川 (現事務所：4-22)	② 豊岡	豊岡3-3 東部まちづくりセンター内	3/30	-
	③ 東旭川・千代田	東旭川北1-6 東旭川支所内	-	4/1
③ 東光・千代田	④ 東光	東光8-1	変更なし	
④ 永山 (現事務所：永山2-5)	⑤ 新旭川・永山南	永山2-5 (現在の事務所を使用)	-	4/1
	⑥ 永山	永山3-19 永山市民交流センター内	3/30	-
⑤ 末広・東鷹栖	⑦ 末広・東鷹栖	東鷹栖4-3 東鷹栖地域センター2階	変更なし	
⑥ 春光・春光台	⑧ 春光・春光台	春光5-4 旭川市北部住民センター内	変更なし	
⑦ 北星・旭星	⑨ 北星・旭星	川端町6-10	変更なし	
⑧ 神居・江丹別	⑩ 神居・江丹別	神居2-10	変更なし	
⑨ 神楽・西神楽	⑪ 神楽・西神楽	神楽岡6-6	変更なし	

## ■地域包括支援センターの開設日等

平成27年4月から

&lt;開設日&gt;

月曜日～金曜日(祝日・12月30日～1月4日を除く)

&lt;開設時間&gt;

午前9時～午後6時

中央 地域包括支援センター	市民委員会	西, 中央, 大成, 朝日
	担当地域	宮前1条1丁目, 宮前2条1・2丁目, 亀吉全域, 曙全域, 曙北全域, 常磐公園, 上常磐町全域, 中常磐町全域, 常盤通全域, 宮下通～10条通1～17丁目, 2条通～11条通18～25丁目(11条通23丁目は朝日団地を除く), 2条西～9条西1～9丁目
豊岡 地域包括支援センター	市民委員会	愛宕, 新豊岡, 豊岡
	担当地域	11条通23丁目(朝日団地), 豊岡1～15条1～4丁目, 豊岡3条7丁目, 豊岡4・5条5～7丁目(豊岡4条5丁目は3～8番, 豊岡4条6丁目は2～8番), 豊岡6～15条5～9丁目(豊岡14条9丁目は1,2番, 豊岡15条8丁目は1番), 豊岡16条7丁目
東旭川・千代田 地域包括支援センター	市民委員会	東旭川中央, 日の出倉沼, 桜岡, 豊田, 米原瑞穂, 旭正, 千代田
	担当地域	豊岡1・2条7～10丁目, 豊岡3～5条8～11丁目, 豊岡6～12条10・11丁目, 豊岡14条9丁目(3番), 豊岡15条8丁目(3,4番), 豊岡16条8丁目, 東光1～27条7～10丁目, 工業団地全域, 東旭川北・南全域, 東旭川町下兵村・上兵村・桜岡・瑞穂・倉沼・東桜岡・日ノ出・米原・豊田・旭正・共栄・忠別全域
東光 地域包括支援センター	市民委員会	東豊中央, 東光, 東光南, 東部東光, 啓明
	担当地域	宮前1条2～5丁目, 宮前2条3丁目, 宮下通18～26丁目, 1条通18～25丁目, 南全域, 豊岡1～4条5・6丁目(豊岡4条5丁目は1,2,9～11番, 豊岡4条6丁目は1,9～13番), 東光1～25条1～6丁目
新旭川・永山南 地域包括支援センター	市民委員会	新旭川, 永山第一, 永山南西, 永山南
	担当地域	金星町全域, 東全域, 新富全域, パルプ町全域, 新星町全域, 大雪通全域, 秋月全域, 流通団地全域, 永山1～10条1～10丁目, 永山11～14条1～4丁目, 永山町2～5丁目
永山 地域包括支援センター	市民委員会	永山第三, 永山第二
	担当地域	永山1～10条11～24丁目, 永山北全域, 永山町6～16丁目
末広・東鷹栖 地域包括支援センター	市民委員会	末広中央, 末広, 末広東, 東鷹栖中央, 東鷹栖東, 東鷹栖西, 東鷹栖北
	担当地域	春光1条9丁目(14・15番), 春光5・6条9丁目(北斗町内会地区), 末広1～7条1～15丁目, 末広8条1～3丁目(末広8条2,3丁目は1番地), 末広東全域, 東鷹栖全域, 東鷹栖東全域, 緑台全域, 柏木全域, 東山全域
春光・春光台 地域包括支援センター	市民委員会	春光西, 春光中央, 春光東, 春光台, 鷹の巣福祉村
	担当地域	春光1～7条1～9丁目(春光1条9丁目は14・15番以外, 春光5・6条9丁目は北斗町内会地区以外), 春光町全域, 春光台全域, 住吉全域, 花咲町4～7丁目(4丁目は2272番地), 末広8条2～12丁目(2,3丁目は1番地を除く)
北星・旭星 地域包括支援センター	市民委員会	北星, 旭星, 旭星西, 川端, 近文東, 近文西
	担当地域	旭町全域, 大町全域, 本町全域, 緑町全域, 錦町全域, 北門町全域, 近文町全域, 川端町全域, 旭岡全域, 花咲町1～4丁目(4丁目は2272番地を除く)
神居・江丹別 地域包括支援センター	市民委員会	江丹別, 嵐山, 神居中央, 神居東, 台場, 忠和, 神居雨紛, 西神居
	担当地域	神居全域, 忠和全域, 神居町雨紛・共栄・御料・春志内・上雨紛・神岡・神華・神居古潭・西丘・台場・忠和・富岡・富沢・豊里全域, 高砂台全域, 台場全域, 台場東全域, 南が丘全域, 江丹別町共和・春日・清水・西里・拓北・中園・中央・富原・芳野・嵐山全域
神楽・西神楽 地域包括支援センター	市民委員会	神楽本町, 神楽宮前, 高野, 神楽岡東, 神楽岡, 緑が丘, 旭神, 西御料地, 緑が丘東, 西神楽瑞穂, 西神楽中央, 西神楽聖和, 西神楽千代ヶ岡
	担当地域	神楽全域, 神楽岡全域, 神楽岡公園, 旭神全域, 旭神町全域, 緑が丘全域, 緑が丘東・南全域, 西御料全域, 西神楽全域, 西神楽南・北全域, 新開全域